

別紙2 林地開発許可申請に伴う河川管理者の同意

林地開発許可申請にあたり、河川管理者の同意を得る必要があります。

調整地の設計の前に、この手続きを行ってください。

詳細は、「林地開発許可申請に伴う河川管理者に同意取得に係る運用」を確認してください。

1. 林地開発許可申請者が河川管理者に助言を求める事項

A 調査範囲の決定：狭窄地点を調べる範囲はどこまでか？

ピーク流量の増加率が1%未満の範囲であっても、安全に流下させることができないと判断される地点の確認



2. 林地開発許可申請者が河川管理者に調整（確認・同意）を求める事項

B 狭窄地点の選定：狭窄地点はどこか？

調査範囲で「開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点」及びAで助言を受けた地点の選定

C ネックポイントの選定：狭窄地点のうち、ネックポイントはどこか？

狭窄地点のうち、「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」の選定



D 河川等への接続：下流河川に流しているのか？

河川等まで導くよう計画された排水施設計画の確認

⇒放流施設の構造等は、別途、河川法の規定による許可申請が必要です

- 林地開発許可申請に伴う河川協議は、A→B,C→Dの流れで行います。
- 事業計画を変更する際、過去に同意を得た内容よりも河川等への負荷を増加させる場合は、改めて河川管理者との調整を行ってください。

3. 適用範囲

静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項

第2章第2の1(4)及び第3の1(4)に該当するもの。

※別紙3_他法令の基準により審査する事業については、本運用は適用せず、それぞれの基準により河川管理者と協議を行ってください。